

定	款
---	---

(令和4年11月22日改正)

ヤマト インターナショナル株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ヤマト インターナショナル株式会社と称し、英文では、
YAMATO INTERNATIONAL INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 繊維工業製品、衣服、その他の繊維製品、靴、鞆、装飾品、その他の洋
品雑貨および日用雑貨の製造、販売ならびに貿易
- (2) 農産物およびその加工品の販売ならびに貿易
- (3) 食料品、飲料、化粧品および古物の仕入および販売
- (4) 化学工業製品、ゴム製品、窯業・土石製品、金属製品、一般機械器具、
電気機械器具、輸送用機械器具および精密機械器具の貿易
- (5) 特許権、意匠権、商標権等の知的財産権の賃貸借および販売
- (6) 飲食業
- (7) 出版業
- (8) コンピューターソフトウェアの設計、開発、保守および販売
- (9) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業
- (10) 旅行業代理店業
- (11) 前各号に関連する事業への投資ならびに事業の共同経営
- (12) 損害保険代理業
- (13) 生命保険の募集に関する業務
- (14) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (15) 有価証券の保有、売買および運用
- (16) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、7,197万7,447株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿等に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続き、その他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年9月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役ならびに取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 5 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 30 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年9月1日より翌年の8月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当社の剰余金の配当は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うものとする。

(中間配当)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 43 条 当社の剰余金の配当および中間配当が支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。